

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁判の概要
1	熊本県知事	大阪府摂津市の女性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が、平成25年7月1日付けで水俣病の認定申請をしたが、処分庁が平成28年5月12日付けで棄却処分（原処分）をし、請求人が同年7月1日付けで処分庁に対し再調査の請求をしたが、処分庁は、平成29年5月24日付けで棄却決定をしたため、請求人は、同月26日棄却処分を知り、同年6月25日付けで原処分の取消を求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和47年8月まで（昭和43年3月から昭和47年3月までの間を除く）御所浦町に居住しており、請求人の居住地域は同町内でも水俣病被認定者が多い地域であること、請求人の父は網元として漁業を営んでいたこと、請求人が魚介類への依存が相応に大きい食生活を送っていたと推察されることから、請求人が相当程度有機水銀にばく露した可能性は否定できない。 請求人は、平成22年頃から両手足のしびれがある旨述べ、公的検診では四肢末端に触痛覚の低下が認められたものの振動覚及び位置覚とも正常で水俣病の感覚障害の特徴に合致しない上、しびれは恒常的なものではない可能性がある点でも水俣病の感覚障害に起因するものではないと考えられ、しびれの初発時期が同町を離れて三十数年後である点からも、水俣病に起因する感覚障害があるとは認められない。 請求人は、耳鳴りや耳閉塞感がある旨述べるが、公的検診の結果によれば、水俣病にみられる中枢性聴力障害は認められない。 小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性の平衡機能障害につき、これら障害をうかがわせる自覚症状の訴えはなく、公的検診でも、いずれの障害も認められなかった。 その他、請求人が述べる頭痛、めまい、こむら返り、からす曲りは、いずれも、水俣病の症候とは認められない。 以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえず、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁判】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁判の概要
2	独立行政法人環境再生保全機構	沖縄県石垣市の女性	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 本件は、処分庁が令和4年8月3日付けで、請求人の亡兄が中皮腫により死亡したとは認められないとして法第22条第1項に規定する特別遺族弔慰金・特別葬祭料の支給を受ける権利の認定を行わないとする原処分をしたため、請求人が、同年10月31日付けで審査請求をした事案である。 中皮腫の判定に重要な病理組織診断はなされておらず、細胞診でも腫瘍と思われる細胞は明らかでなく、画像読影では、脳転移、胸膜播種、腹腔内播種をきたす悪性腫瘍があると考えられたものの、中皮腫を示す所見はみられず、請求人の亡兄が中皮腫であったと判定することはできない。 よって、原処分は相当である。
3	独立行政法人環境再生保全機構	熊本県宇城市の女性	中皮腫 決定	棄却 本件は、請求人が、法第5条第1項に基づき、亡子が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかった旨の認定を受けることができる者であった旨の決定を申請したところ、処分庁が令和5年2月1日付けで法第5条第1項の申請に係る決定を行わないとする処分（原処分）をしたため、同年4月7日付けで審査請求をした事案である。 病理診断の結果は、組織学的には、多形性の強い悪性腫瘍であり、免疫染色の結果は、中皮腫マーカーとして、WT1は細胞質が陽性だが核は陰性であるため有意な陽性所見ではなく、D2-40は陰性であり、Calretininはごくわずかに核陽性が見られる標本もあるが、Calretininは癌腫の一部でも陽性となるため特異性は不十分であり、他方、癌腫マーカーとして、Claudin4が陽性であることから、癌腫が示唆され、中皮腫と判定することはできなかった。また、画像診断の結果は、肺原発あるいは胸膜を含む胸壁原発の悪性腫瘍と考えられるが、いずれかを断定することは難しく、積極的に中皮腫とはいえなかった。したがって、当審査会も、請求人の亡子が中皮腫にかかったと認められないと判断する。 よって、原処分は相当である。
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府高槻市の男性	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、請求人の亡母が石綿に起因する中皮腫により死亡したとして、法第22条第1項に基づく特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を受ける権利の認定申請をしたところ、処分庁が令和5年5月31日付けで当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年8月7日付けで審査請求をした事案である。 請求人の亡母の病理組織や細胞は提出されておらず、病理組織診断や細胞診断を実施することができなかったこと、放射線画像診断では、右側多量の胸水貯留、心拡大、左側の少量の胸水を認めるものの、胸膜の肥厚や石灰化は見られず、胸膜ブランクや中皮腫を示唆する所見は認められなかったこと等からすると、同人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったと認めることはできない。 よって、原処分は相当である。